

● 中学・高等学校教諭免許状取得に必要な教育実習について p

★教育実習に関連する科目の履修においては、本学の卒業生であることに加えて、下記を原則とする。

①「教育実習指導 1」

- ・次年度に「教育実習指導 2」「教育実習 1・2」「教職実践演習」を履修する予定であること。
- ・教職課程に関する科目を最低 8 単位以上修得していること。

②「教育実習指導 2」

- ・本学の「教育実習指導 1」を修得していること。
- ・同年度に「教育実習 1」「教育実習 2」「教職実践演習」を履修していること。

③「教育実習 1」「教育実習 2」

- ・教育職員免許状取得見込みであること。
- ・前年度に実習校より教育実習の内諾を受け、教育実習受講願及び教育実習生受入承諾（内諾）通知を教務課へ提出済みであること。
- ・「教育実習 2」においては、教育実習校より教育実習期間を 3 週間以上とした内諾を受けていること。
- ・教科教育法（教育実習を行う教科）を修得していること。
- ・本学の「教育実習指導 1」を修得していること。なお、前年度より前に「教育実習指導 1」を修得している場合は、前年度の「教育実習指導 1」を聴講していること。
- ・本学の「教育実習指導 2」を履修していること。

④「教職実践演習」

- ・教育職員免許状取得見込みであること。

※「教育実習指導」の履修を希望する場合は、春学期出願期間中に申し出ること。

また、原則として、当該年度において春学期開講科目の科目等履修生もしくは聴講生に申込み、本学におけるいずれかの身分を有することとする。但し、実習校から内諾を得ており、教育実習受入れ依頼が秋学期の発送となっても差し支えない場合は、この限りではない。

● その他留意事項

- (1) 教員免許状取得希望者は、2019年4月1日教育職員免許法の改正に伴い、以降は新たな法令に基づく科目の履修が必要です。既に教職課程の履修歴がある方も、2019年度以前とカリキュラムが異なる場合がありますので、ご注意ください。自身に適用される法令についてご不明な点は、免許状申請先の教育委員会へお問い合わせください。
- (2) 非正規生の教員免許状は個人で申請していただきます。免許がいつ必要かに応じて申請期限が変わるため、申請先教育委員会のホームページを事前に確認し、計画的に申請をしてください。
- (3) 教育職員免許状取得の為に必要な要件に関する個別相談は行っておりませんので、予めご了承ください。

教職課程履修希望者チェック表

科目等履修生番号(記入しないでください) 氏 名 _____

◆ 教職課程を希望する場合は、以下にもご回答ください。

※取得済免許

- 外国語（英語）（中 学・ 高校） / 理科（ 中学・ 高校） / 数学（ 中学・ 高校）
 地理歴史 / 公民 / 商業 / 技術 / 工業 / 栄養
 その他 [_____]

※取得希望免許

- 外国語（英語）（中 学・ 高校） / 理科（ 中学・ 高校） / 数学（ 中学・ 高校）
 地理歴史 / 公民 / 商業 / 技術 / 工業 / 栄養
 その他 [_____]

※教職実習(本学卒業生のみ)

<input type="checkbox"/> 希望する →教育実習を(_____)年に行う予定
<input type="checkbox"/> 希望しない

※介護等体験(本学卒業生のみ)

<input type="checkbox"/> 希望する →介護等体験を(_____)年に行う予定
<input type="checkbox"/> 希望しない

※取得(予定)教員免許状種別

※ご自身の対象法令

<input type="checkbox"/> ご自身が新法・旧法どちらの対象なのか、教育委員会に確認をした。	<input type="checkbox"/> 新法 <input type="checkbox"/> 旧法
--	---